平成29年(2017年) 5月29日

住宅型有料老人ホームの設置者 様

横須賀市福祉部長

横須賀市住宅型有料老人ホームにおける事故発生時の報告取扱要領に ついて(通知)

標記について、横須賀市有料老人ホーム設置運営指導要綱(平成24年4月1日制定)第12条及び横須賀市有料老人ホーム設置運営指導指針(平成24年4月1日制定)第9項第9号エに規定する事故報告に関し必要な事項を別紙のとおり定め、平成29年6月1日から施行することとしたので、通知します。

事務担当 横須賀市福祉部指導監査課 指導監査第1係 電話 046 (822) 8162

横須賀市住宅型有料老人ホームにおける事故発生時の報告取扱要領

1 目的

この要領は、横須賀市有料老人ホーム設置運営指導要綱(平成24年4月1日制定。以下「指導要綱」という。)第12条及び横須賀市有料老人ホーム設置運営指導指針(平成24年4月1日制定。以下「指導指針」という。)第9項第9号エに規定する事故報告に関し必要な事項を定めるものとする。

2 用語の定義

この要領における用語の意義は、指導要綱及び指導指針の定めるところによる。

3 報告の範囲

横須賀市内に所在する有料老人ホームの設置者は、入居者に提供するサービスであって、次の(1)から(5)までのいずれかに該当するときは、指導指針第9項第9号エの規定に基づき、別紙「住宅型有料老人ホーム設置者事故報告書」(以下「報告書」という。)により報告するものとする。ただし、介護保険法(平成9年法律第 123号)第70条第1項、第78条の2第1項又は第 115条の2第1項の規定により、特定施設入居者生活介護事業者、地域密着型特定施設入居者生活介護事業者又は介護予防特定施設入居者生活介護事業者の指定を受けた有料老人ホームにおける事故は、「介護保険事業者における事故発生時の報告取扱い要領」により報告するものとする。

- (1) サービスの提供による利用者のケガ又は死亡事故の発生
 - ア 「サービスの提供による」とは、入居者が施設内に所在している場合をいい、送迎又 は通院等により外出している間の事故を含む。
 - イ ケガの程度については、外部の医療機関で受診したものを原則とするが、これ以外の場合であっても、設置者が家族等に連絡すべきと判断したものについては報告すること。
 - ウ 事故の発生原因に設置者の過失の有無は問わないことから、利用者の過失によるケガ であっても、イに該当する場合は報告すること。
 - エ 入居者が、病気等により死亡した場合であっても、その死因等に疑義が生じる可能性があるときは報告すること。
 - オ 入居者が、事故発生時からある程度の期間を経て死亡した場合であっても、事故との 因果関係があると思われる場合は、速やかに報告すること。
 - カ 報告書の提出後、利用者が死亡したことにより事業所の対応に変化が生じた場合は、 速やかに報告書を再提出すること。
- (2) 食中毒、感染症又は結核の発生

食中毒、感染症又は結核については、サービスの提供に関連して発生したものと認められる場合は報告すること。

また、これらの疑いがある場合は、速やかに医師等の診療を受けさせることとし、これらの発生が確認された場合は、診断医と連携して保健所に期限内に届出が行えるように協力するとともに、感染の拡大を防止するような必要な対策を速やかに講じること。

なお、この場合において、関連法令等で別に届出等の義務がある場合は、併せて届出等 を行うこと。

(3)職員等の法令違反、不祥事等の発生

入居者の処遇に影響があるものは報告すること。(例:入居者からの預かり金の横領、

個人情報の紛失等)

(4) 誤薬

入居者に医師等の処方内容と異なる処方薬の与薬、時間や投与量の誤り、与薬もれなど の事故(施設内又は外部の医療機関の医師等の指示を受けること。)

(5) その他

(1) から(4) までに掲げるもののほか、設置者において報告が必要と認めた事故

4 報告の手順

設置者は、事故発生後、必要な措置を直ちにとるとともに、別表に掲げる事故の種別に従い、以下のとおり市に報告すること。

- (1) 設置者は、第一報が必要な事故については、事故発生後、速やかに電話又はFAXにより報告するとともに、事故処理の経過については、電話又はFAXにより適宜報告すること。
 - ア 電話により第一報を報告する場合は、連絡者が名前を名乗るとともに、市の受付者の 名前を確認すること。
 - イ FAXにより第一報を報告する場合は、誤送信による個人情報の漏えいを防止するため、入居者の氏名の一部を黒塗りとした上で報告書を送信するとともに、送信後、速やかに到達した旨の確認を行い、黒塗りとした入居者の氏名を口頭で補うこと。
 - ウ「速やかに」とは、最大限、努力した可能な範囲とする。
 - 例1:午後に事故が発生し、処置等のため数時間を要したため市が閉庁した場合には、翌朝早くに電話又はFAXで報告する。
 - 例2:金曜日夕刻に事故が発生した場合には、閉庁日の間にFAXを送信し、開庁日朝早くに電話連絡する。
- (2) 設置者は、事故処理が概ね完了したときは、報告書の全てを記載して郵送で報告すること。
- (3) 設置者は、入居者及びその家族が事故の事実関係を的確に把握することができるよう、 指導要綱第12条及び指導指針第9項第9号イ(イ)の規定に基づき、入居者及びその家族 に対し、報告書の控えを積極的に開示し、求めに応じてその写しを交付すること。

5 報告に対する市の対応

市は、必要に応じて、設置者への調査及び指導を行うとともに、入居者及びその家族に対して事実確認等を行うものとする。

附則

この要領は、平成29年6月1日から施行する。

(別表)

事故の種別	報告すべき判断事項	市への報告の方法
骨折		
誤薬	すべて報告	
医療的ケア関連		郵送
打撲・捻挫・脱臼	医療機関での受診を要したも のについて報告	
切傷・擦過傷		
異食・誤えん		
やけど		
その他の外傷		
食中毒	・すべて報告	第一報+郵送
感染症・結核		
職員等の法令違反・不祥事		
その他		